

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年6月23日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

保健予防課

監査結果公表日 平成30年6月29日（奈良市監査委員告示第10号）

措置結果通知日 令和2年4月9日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>予防費の切手類受払簿を査閲したところ、大量の切手を保有しており、年度内にほとんど使用予定がないにもかかわらず、年度末に現保有残高を超える多額の切手を追加購入していた。</p> <p>切手類は年度末に予算を消化するために購入することなく、必要枚数を適切に把握した上で計画的に購入するとともに、郵便物送付については料金後納等の方法についても検討されたい。</p>	<p>予防費の切手類購入においては、平成30年度から、担当者及び係長で、切手類受払簿により保有枚数を確認の上、過分に購入することなく、適正枚数の購入を行うよう改めました。</p>

下水道事業課

監査結果公表日 令和2年3月30日（奈良市監査委員告示第3号）

措置結果通知日 令和2年6月3日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>公共下水道事業受益者負担金にかかる延滞金については、システムで自動計算されているが、本来の金額より多く徴収していた。</p> <p>この原因は、自動計算を行うためには、毎年、延滞金の算定の基となる特例基準割合を</p>	<p>監査の指摘を受けて、速やかに平成30年から令和2年までの特例基準割合を入力しました。</p> <p>また、令和2年度から、下水道受益者負担金システム保守業務委託の仕様書に、保守内容と</p>

<p>システムに入力処理しなければいけないところ、平成30年以降は入力しておらず、特例基準割合が適用されていなかったことによるものであった。また、特例基準割合の入力は企業局職員で行うべき処理であったが、システムの保守会社が行うのか、企業局職員が行うのか所管課が明確に把握していなかったことも要因の一つであった。</p> <p>延滞金の算定システムの保守に必要な処理の熟知及び保守会社との業務分担の整理等、適時適切にシステムの保守管理を行った上で、奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例第 10 条及び附則第 3 項の規定に則り、適正に延滞金を徴収されたい。</p>	<p>して「延滞金の率の設定（当市に訪問対応）」を明確に記載し、業務分担の整理を図りました。</p> <p>今後は適正な算定により延滞金を徴収します。</p>
--	---

企業出納課

監査結果公表日 令和 2 年 3 月 30 日（奈良市監査委員告示第 3 号）

措置結果通知日 令和 2 年 6 月 10 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>下水道使用料の賦課誤りに伴う還付加算金について、算定期間の末日の設定に誤りがあり、本来より少なく支払っている事例と多く支払っている事例があった。</p> <p>還付加算金については、地方自治法第 231 条の 3 第 4 項及び地方税法第 17 条の 4 の規定に基づき、算定期間の末日を還付のための支出決定日として、適正に算定した上で支出されたい。</p>	<p>下水道使用料の賦課誤りに伴う還付加算金について、還付加算金の算定基準日に誤りがあったため、算定基準日を見直した結果、本来より少なく支払った事例については不足分の還付手続を行い、令和 2 年 4 月 30 日付けで還付をしました。</p> <p>また、本来より多く支払っている事例については超過分の請求手続を行い、令和 2 年 4 月 28 日付けで収納しました。</p>